平成２４年（フ）第５１３号
栃木県鹿沼市緑町２丁目６番８号　コルビュジュⅢ号棟
債務者　岡本　智美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１４号
栃木県宇都宮市石井町2342番地
債務者　舩戸　はる
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１８号
栃木県宇都宮市泉が丘２丁目17番地34号コーポレンシャル泉が丘Ｂ―201、前住所栃木県大田原市寒井1466番地２　Ａ棟105号
債務者　松本　裕司
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２１号
栃木県宇都宮市石井町3412番地３
債務者　武山　昌巳
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０６号
栃木県真岡市久下田793番地１
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３１号
栃木県那須烏山市野上876番地３
債務者　菅間　純一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６６号
栃木県宇都宮市屋板町621番地３
債務者　篠原　智江（旧姓駒庭）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０５号
栃木県宇都宮市鶴田町657番地４　コーポつるた102、前住所栃木県宇都宮市一ノ沢町285番地６　シャトーグローバルＡ306
債務者　石川　孝幸
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０７号
栃木県鹿沼市玉田町89番地７
債務者　新田　美幸
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１５号
栃木県宇都宮市立伏町471番地63
債務者　森田　真弓
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６９９号
横浜市港南区港南台６丁目１番46―303号
債務者　鈴木　　朗
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５６号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目１番地７
債務者　古屋　　学
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時30分
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町135番地26
債務者　木澤せつ子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時30分
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２９号
横浜市中区若葉町３丁目43番地１　セザール伊勢佐木町511号室
債務者　高橋　武志
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７２号
東京都狛江市中和泉２丁目13番９号グリニッチビレッジ203
債務者　長谷川雅宏
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部